

観光統計

平成26年の分析

平成26年平戸市観光の概要についてお知らせします
お問い合わせ 観光課観光振興班 内線2275

平成26年は、長崎がんばらんば国体の開催をはじめ、映画俳優故高倉健さんの遺作となつた映画「あなたへ」がロケ地として脚光を浴びたことの効果や、平戸瀬戸市場の観光拠点としての定着化などが相まって、日帰り観光客数は増加しました。

宿泊客数については、4月からの消費税増税の影響で、駆け込み需要

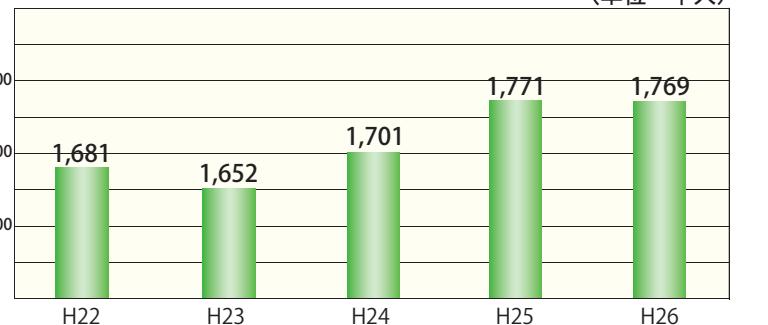
4月から9月までは減少しました。特に夏場は、相次いだ台風の上陸や、昨年まで行われていた福岡の大手進学塾の勉強合宿が開催されなかつたこともあり、宿泊客数は大きく減少しました。10月・11月は、「長崎がんばらんば国体」、「第17回全国風サミット」の影響で宿泊数は増加しましたが、年間を通して比較すると昨年より減少しました。

修学旅行は、74校9,830人と前年より6校1,259人(対前年比88.6%減)しました。一方、体験民泊による修学旅行は、全国でも有数な規模と内容を有した一般社団法人まつうら文化交流公社の実績もあり、52校6,803人とほぼ平成25年と変わらない状況でした。依然、体験民泊ワンズは高い推移をみせていることから、今後も需要が伸びることが期待されます。

観光客数と観光消費額

平成26年の観光客数は、1,768,716人と前年より1,856人(0.1%)減少しました。日帰り観光客は1,396,644人で前年より7,621人(0.5%)の増加となりましたが、宿泊客数は248,048人で前年より6,318人(2.5%)減少しました。観光消費額は、101億7,600万円で約3億4,300万円(3.3%)減少しました。

●平戸市観光客の推移 (単位:千人)



●平成26年観光客の動向結果 ※()は対前年比増減

観光客数	1,768,716人	(△0.1% 1,856人の減)
宿泊客数	248,048人	(△2.5% 6,318人の減)
宿泊客延滞在数	372,072人	(△2.5% 9,477人の減)
日帰り客数	1,396,644人	(0.5% 7,621人の増)
観光消費額	101億7,600万円	(△3.3% 約3億4,300万円の減)
観光施設入館者数	198,745人	(△9.1% 19,851人の減)
修学旅行客数	74校 9,830人	(6校減 1,259人の減)

●外国人宿泊客の推移 (単位:人)

	台湾	韓国	香港	中国	英国	その他	合計
平成25年	1,159	5,332	285	342	309	768	8,195
平成26年	1,464	3,955	451	1,057	291	449	7,667
前年比	305	△1,377	166	715	△18	△319	△528

※その他の詳しいデータについてはホームページに掲載しています。

観光施設については、平戸城・松浦史料博物館・平戸オランダ商館などの主要観光施設の入場者数は減少となりました。特に、平戸城については、耐震化工事に伴いました。全体的にも1万9,891人(対前年比9.1%減)減少しました。沈没事故の影響もあり、韓国から団体旅行が減少したため、全体的に減少しました。しかし、韓国から登録や、海外の人気ブロガーとの連携により、団体旅行者だけではなく外国人個人旅行者の増加が期待されます。

市民一人ひとりが取り組むこと
「観光客が乗ったバスを見かけたら、手を振って歓迎の気持ちを表しましょう」



要介護・要支援認定を受けている皆さんへ!

一定以上の所得のある人は、サービスを利用した時の負担割合が8月から2割になります。

65歳以上の要介護認定を受けている人で一定以上の所得がある人は、平成27年8月1日利用分から利用者負担が2割になります。(ただし、1ヵ月の利用者負担には上限額があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての人の負担が2倍になるわけではありません。)

■お問い合わせ 福祉課介護保険班 ☎内線2589

健康・福祉

いきいき通信

health and welfare information

vol.60

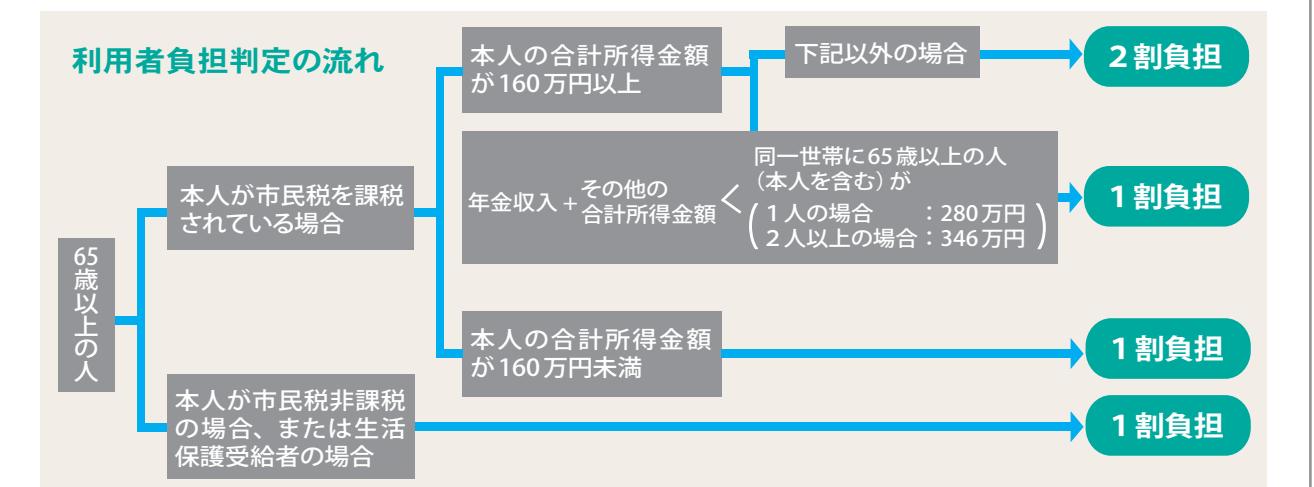


8月から2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上の人。ただし、以下のいずれかに該当する場合は1割負担になります。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 本人が市民税非課税
- (3) 世帯に65歳以上の人方が本人しかいない場合で、「年金収入+その他の合計所得金額」が280万円未満(2人以上の場合はその合計金額が346万円未満)

利用者負担判定の流れ



介護保険負担割合証を交付します



7月中旬以降に利用者負担が1割の人も2割の人も、「介護保険負担割合証」を交付します。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります(8月から)

○住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得(預貯金など)も判断材料とします。

【配偶者の範囲】

婚姻届を提出していない事実婚も含む。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合などは対象外

○預貯金などが単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であることが要件に加わります。

【預貯金などに含まれるもの】

資産性があり換金性が高く、価格評価が容易なものが対象
※不正があった場合は、ペナルティ(加算金)が課されます。